

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年九月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年九月三十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

<p>熊谷小川秩父線</p>	<p>路線名</p>
<p>秩父郡横瀬町大字横瀬字拾参番六〇 一 二番一地从先から同郡同町大字横瀬 字拾参番六〇六七番五地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和四年九月三十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十九年六月三十日付け埼玉県秩父 県土整備事務所長告示 第十五号で告示した 道路予定区域の一部 供用開始である。 延長一四五・〇〇メ ートル</p>	<p>備考</p>